

平成 29 年度科学研究費助成事業における交付条件等の主な変更点について

1. 「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金研究者使用ルール（交付条件）」の主な変更点

平成 28 年度	平成 29 年度								
<p><「基盤研究（C）」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究（B）」（平成 23 年度以降に採択された研究課題）、「基盤研究（B）」のうち平成 24 年度から平成 26 年度に採択された配分総額 500 万円以下の研究課題及び平成 27 年度以降に採択された審査区分「特設分野研究」の研究課題、及び「若手研究（A）」（平成 24 年度から平成 26 年度に採択された配分総額 500 万円以下の研究課題）、「新学術領域研究（研究領域提案型）『国際共同研究加速基金（国際活動支援班）』」及び、「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）」 ></p>	<p><「基盤研究（C）」、「<u>挑戦的研究（萌芽）</u>」、「<u>挑戦的萌芽研究</u>」（平成 23 年度から平成 28 年度に採択された研究課題）、「若手研究（B）」（平成 23 年度以降に採択された研究課題）、「基盤研究（B）」のうち平成 24 年度から平成 26 年度に採択された配分総額 500 万円以下の研究課題及び平成 27 年度以降に採択された審査区分「特設分野研究」の研究課題、「若手研究（A）」（平成 24 年度から平成 26 年度に採択された配分総額 500 万円以下の研究課題）、「<u>特別研究促進費</u>」（平成 29 年度に採択された研究課題）、「<u>新学術領域研究（研究領域提案型）『国際共同研究加速基金（国際活動支援班）』</u>」（平成 28 年度以前に採択された研究課題）及び、「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）」 ></p>								
(略)	(略)								
1 総則	1 総則								
(略)	(略)								
2 直接経費の使用	2 直接経費の使用								
(略)	(略)								
【直接経費の各費目の対象となる経費】	【直接経費の各費目の対象となる経費】								
2-2 直接経費の各費目の対象となる経費は、以下のとおりとする。	2-2 <u>直接経費（補助事業の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。））</u> の各費目の対象となる経費の例は、以下のとおりとする。								
<table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">物品費</td> <td>物品を購入するための経費</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>研究代表者、研究分担者、連携研究者及び研究協力者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）</td> </tr> </table>	物品費	物品を購入するための経費	旅費	研究代表者、研究分担者、連携研究者及び研究協力者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）	<table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">物品費</td> <td>物品を購入するための経費</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>研究代表者、研究分担者、連携研究者及び研究協力者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当） 等</td> </tr> </table>	物品費	物品を購入するための経費	旅費	研究代表者、研究分担者、連携研究者及び研究協力者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当） 等
物品費	物品を購入するための経費								
旅費	研究代表者、研究分担者、連携研究者及び研究協力者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）								
物品費	物品を購入するための経費								
旅費	研究代表者、研究分担者、連携研究者及び研究協力者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当） 等								

<p>人件費・謝金 資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集等を行う研究協力者（ポストドクター・リサーチアシスタント（RA）・外国の機関に所属する研究者等）に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費</p> <p>その他 上記のほか当該研究を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において補助事業の遂行が困難な場合に限る）、会議費（会場借料、食事（アルコール類を除く）費用等）、リース・レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用、一般市民を対象とした研究成果広報活動費用等）、実験廃棄物処理費）</p> <p>(略)</p>	<p>人件費・謝金 資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集等を行う研究協力者（ポストドクター・リサーチアシスタント（RA）・外国の機関に所属する研究者等）に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費等</p> <p>その他 上記のほか当該研究を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において補助事業の遂行が困難な場合に限る）、会議費（会場借料、食事（アルコール類を除く）費用等）、リース・レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用、一般市民を対象とした研究成果広報活動費用等）、実験廃棄物処理費）<u>等</u></p> <p>(略)</p>
<p>3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等)</p> <p>(略)</p> <p>【所属する研究機関の変更】 3-4 研究代表者は、所属する研究機関を変更した場合には、様式F-10「研究代表者所属研究機関変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。</p> <p>【研究分担者の変更】 3-8 研究代表者は、研究分担者が応募資格を有</p>	<p>3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等)</p> <p>(略)</p> <p>【所属する研究機関の変更】 3-4 研究代表者は、所属する研究機関を変更した場合には、様式F-10-1「研究代表者所属研究機関変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。</p> <p>【研究分担者の変更】 3-8 研究代表者は、研究分担者が応募資格を有</p>

<p>しなくなる場合又は研究分担者を変更しようとする場合には、様式F-9「研究分担者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。</p> <p>(略)</p> <p>4 間接経費の譲渡等</p> <p>(略)</p> <p>5 実施状況の報告</p> <p>(略)</p> <p>6 実績の報告</p> <p>(略)</p> <p>7 研究成果報告書等の提出</p> <p>(略)</p> <p>8 研究成果の発表</p> <p>(略)</p> <p>9 その他</p> <p>(略)</p> <p>【研究機関が実施する研究倫理教育の受講等】 9-2 研究代表者及び研究分担者は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、研究機関が実施する研究倫理教育の受講等をしなければならない。</p>	<p>しなくなる場合又は研究分担者を変更しようとする場合には、様式F-9-1「研究分担者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。</p> <p>(略)</p> <p>4 間接経費の譲渡等</p> <p>(略)</p> <p>5 実施状況の報告</p> <p>(略)</p> <p>6 実績の報告</p> <p>(略)</p> <p>7 研究成果報告書等の提出</p> <p>(略)</p> <p>8 研究成果の発表</p> <p>(略)</p> <p>9 その他</p> <p>(略)</p> <p>【研究機関が実施する研究倫理教育の受講等】 9-2 研究代表者及び研究分担者は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、研究機関が実施する研究倫理教育の受講等をしなければならない。</p>
--	--

【研究倫理教育の受講等の確認】

9-3 研究代表者は、研究分担者を新たに追加する場合は、日本学術振興会に様式F-9「研究分担者変更承認申請書」を提出する前に、様式F-11「研究分担者承諾書（他機関用）」又は様式F-12「研究分担者承諾書（同一機関用）」を速やかに徴し、研究分担者が研究倫理教育の受講等をしたことを確認しなければならない。

【人権の保護及び法令等の遵守】

9-4 研究代表者及び研究分担者が行う研究計画に、社会的コンセンサスが必要とされている研究、個人情報への取扱いに配慮する必要がある研究及び生命倫理・安全対策に対する取組が必要とされている研究など関連する法令等を遵守しなければ行うことができない研究を含む場合には、研究代表者及び研究分担者は、当該研究を、関連する法令等に基づき実施しなければならない。

(略)

【研究倫理教育の受講等の確認】

9-2 研究代表者は、研究分担者を新たに追加する場合は、日本学術振興会に様式F-9-1「研究分担者変更承認申請書」を提出する前に、様式F-11「研究分担者承諾書（他機関用）」又は様式F-12「研究分担者承諾書（同一機関用）」を速やかに徴し、研究分担者が研究倫理教育の受講等をしたことを確認しなければならない。

【研究遂行状況の報告】

9-3 研究代表者及び研究分担者は、文部科学省又は日本学術振興会から補助事業の遂行の状況等に関する報告を求められた場合には、その状況について報告しなければならない。

【人権の保護及び法令等の遵守】

9-4 研究代表者及び研究分担者は、補助事業の遂行に当たり、~~が~~行う研究計画に、社会的コンセンサスが必要とされている研究、個人情報への取扱いに配慮する必要がある研究及び生命倫理・安全対策に対する取組が必要とされている研究など以下のような関連する法令等を遵守しなければ行うことができない研究を実施する含む場合には、研究代表者及び研究分担者は、~~当該研究を、~~関連する法令等に基づき当該補助事業を実施しなければならない。

- ・社会的コンセンサス（関係者の同意・協力）を得る必要がある場合
- ・個人情報の取扱いに配慮する必要がある場合（個人情報の守秘、人権の保護等）
- ・生命倫理・安全対策に取り組む必要がある場合（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、遺伝子組み換え実験を含む研究を実施する場合等）
- ・外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき規制されている技術の非居住者若しくは外国への提供（記録媒体等での持ち出し、電子メールでの送信も含む）又は貨物の輸出をしようとする場合等

(略)

2. 「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金の使用について各研究機関が行うべき事務等」の主な変更点

平成28年度	平成29年度
<p>独立行政法人日本学術振興会（以下、「日本学術振興会」という。）が取り扱う科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（「基盤研究（C）」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究（B）」のうち平成23年度以降に採択された研究課題、「基盤研究（B）」のうち平成24年度から平成26年度に採択された配分総額500万円以下の研究課題及び平成27年度以降に採択された審査区分「特設分野研究」の研究課題、「若手研究（A）」のうち平成24年度から平成26年度採択された配分総額500万円以下の研究課題、「新学術領域研究（研究領域提案型）『国際共同研究加速基金（国際活動支援班）』」、「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）」に限る。）（以下「助成金」という。）の使用について各研究機関が行うべき事務等は次のとおりとする。なお、本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等を踏まえ、各研究機関が定める規程等に従って適切に行うものとする。</p>	<p>独立行政法人日本学術振興会（以下、「日本学術振興会」という。）が取り扱う科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（「基盤研究（C）」、「<u>挑戦的研究（萌芽）</u>」、「挑戦的萌芽研究」（平成23年度から平成28年度に採択された研究課題）、「若手研究（B）」の<u>うち平成23年度以降に採択された研究課題</u>、「基盤研究（B）」のうち平成24年度から平成26年度に採択された配分総額500万円以下の研究課題及び平成27年度以降に採択された審査区分「特設分野研究」の研究課題、「若手研究（A）」のうち平成24年度から平成26年度に採択された配分総額500万円以下の研究課題、「<u>特別研究促進費</u>」（平成29年度に採択された研究課題）、「<u>新学術領域研究（研究領域提案型）『国際共同研究加速基金（国際活動支援班）』</u>」（平成28年度以前に採択された研究課題）、「<u>国際共同研究加速基金（帰国発展研究）</u>」に限る。）（以下「助成金」という。）の使用について各研究機関が行うべき事務等は次のとおりとする。なお、本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等を踏まえ、各研究機関が定める規程等に従って適切に行うものとする。</p>
<p>1 申請資格の確認</p> <p>(略)</p>	<p>1 申請資格の確認</p> <p>(略)</p>
<p>2 研究代表者及び研究分担者との関係に関する定め</p> <p>(略)</p>	<p>2 研究代表者及び研究分担者との関係に関する定め</p> <p>(略)</p>
<p>3 研究機関が行う事務の内容</p> <p>(略)</p>	<p>3 研究機関が行う事務の内容</p> <p>(略)</p>
<p>【費目別の収支管理】 3-5 直接経費の収支管理は、様式E-1「収</p>	<p>【費目別の収支管理】 3-5 <u>直接経費（補助事業の遂行に必要な経費</u></p>

支簿」を用いて、以下の費目ごとに行うこと。

物品費 物品を購入するための経費
旅費 研究代表者、研究分担者、
連携研究者及び研究協力者の
海外・国内出張（資料収集、
各種調査、研究の打合せ、
研究の成果発表等）のため
の経費（交通費、宿泊費、
日当）

人件費・謝金 資料整理、実験補助、翻訳・
校閲、専門的知識の提供、
アンケートの配付・回収、
研究資料の収集等を行う研
究協力者（ポストドクター・
リサーチアシスタント
（RA）・外国の機関に所属
する研究者等）に係る謝金、
報酬、賃金、給与、労働者
派遣業者への支払いのため
の経費

その他 上記のほか当該研究を遂行
するための経費（例：印刷
費、複写費、現像・焼付費、
通信費（切手、電話等）、運
搬費、研究実施場所借り上
げ費（研究機関の施設にお
いて補助事業の遂行が困難
な場合に限る）、会議費（会
場借料、食事（アルコール
類を除く）費用等）、リース
・レンタル費用（コンピ
ュータ、自動車、実験機器・
器具等）、機器修理費用、旅
費以外の交通費、研究成果
発表費用（学会誌投稿料、
ホームページ作成費用、研
究成果広報用パンフレット
作成費用、一般市民を対象
とした研究成果広報活動費
用等）、実験廃棄物処理費）

（略）

【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】

3-17 交付申請書の記載内容の変更にあたり、
次の手続を行うこと。

（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。）の各費目の対象となる経費の例は、
以下のとおり。直接経費の収支管理は、様
式E-1「収支簿」を用いて、以下の費目
ごとに行うこと。

物品費 物品を購入するための経費
旅費 研究代表者、研究分担者、
連携研究者及び研究協力者の
海外・国内出張（資料収集、
各種調査、研究の打合せ、
研究の成果発表等）のため
の経費（交通費、宿泊費、
日当）等

人件費・謝金 資料整理、実験補助、翻訳・
校閲、専門的知識の提供、
アンケートの配付・回収、
研究資料の収集等を行う研
究協力者（ポストドクター・
リサーチアシスタント
（RA）・外国の機関に所
属する研究者等）に係る謝金、
報酬、賃金、給与、労働者
派遣業者への支払いのため
の経費等

その他 上記のほか当該研究を遂行
するための経費（例：印刷
費、複写費、現像・焼付費、
通信費（切手、電話等）、運
搬費、研究実施場所借り上
げ費（研究機関の施設にお
いて補助事業の遂行が困難
な場合に限る）、会議費
（会場借料、食事（アルコ
ール類を除く）費用等）、リ
ース・レンタル費用（コン
ピュータ、自動車、実験
機器・器具等）、機器修理
費用、旅費以外の交通費、
研究成果発表費用（学会誌
投稿料、ホームページ作成
費用、研究成果広報用パン
フレット作成費用、一般市
民を対象とした研究成果広
報活動費用等）、実験廃棄
物処理費）等

（略）

【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】

3-17 交付申請書の記載内容の変更にあたり、
次の手続を行うこと。

(略)

③所属する研究機関の変更

研究代表者又は研究分担者が、他の研究機関に所属することとなる場合であって、未使用の直接経費がある場合には、当該研究代表者又は当該研究分担者が新たに所属することとなる研究機関に対してこれを送金すること。

新たに所属することとなった研究者が、既に開始されている補助事業の研究代表者である場合に、当該研究代表者が作成する様式F-10「研究代表者所属研究機関変更届」により、日本学術振興会への届出を行うこと。

(略)

⑥研究分担者の応募資格の喪失

研究分担者が、研究分担者としての応募資格を有しなくなる場合には、研究代表者が作成する様式F-9「研究分担者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

⑦研究分担者の変更

研究代表者が、研究分担者を変更する場合に、当該研究代表者が作成する様式F-9「研究分担者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

上記の変更において、研究分担者が新たに加えられる場合には、事前に、当該研究代表者が、様式F-11「研究分担者承諾書（他機関用）」又は様式F-12「研究分担者承諾書（同一機関用）」を徴し、これを保管しなければならないこととしているので、必要に応じ事務的な援助を行い、研究代表者が様式F-11「研究分担者承諾書（他機関用）」又は様式F-12「研究分担者承諾書（同一機関用）」を保管していることを確認すること。

⑧補助事業期間の延長

研究代表者が、研究計画変更等に伴い、研究計画最終年度の翌年度まで補助事業期間の延長を希望する場合には、研究計画最終年度の3月1日までに、当該研究代表

(略)

③所属する研究機関の変更

研究代表者又は研究分担者が、他の研究機関に所属することとなる場合であって、未使用の直接経費がある場合には、当該研究代表者又は当該研究分担者が新たに所属することとなる研究機関に対してこれを送金すること。

新たに所属することとなった研究者が、既に開始されている補助事業の研究代表者である場合に、当該研究代表者が作成する様式F-10-1「研究代表者所属研究機関変更届」により、日本学術振興会への届出を行うこと。

(略)

⑥研究分担者の応募資格の喪失

研究分担者が、研究分担者としての応募資格を有しなくなる場合には、研究代表者が作成する様式F-9-1「研究分担者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

⑦研究分担者の変更

研究代表者が、研究分担者を変更する場合に、当該研究代表者が作成する様式F-9-1「研究分担者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

上記の変更において、研究分担者が新たに加えられる場合には、事前に、当該研究代表者が、様式F-11「研究分担者承諾書（他機関用）」又は様式F-12「研究分担者承諾書（同一機関用）」を徴し、これを保管しなければならないこととしているので、必要に応じ事務的な援助を行い、研究代表者が様式F-11「研究分担者承諾書（他機関用）」又は様式F-12「研究分担者承諾書（同一機関用）」を保管していることを確認すること。

⑧補助事業期間の延長

研究代表者が、研究計画変更等に伴い、研究計画最終年度の翌年度まで補助事業期間の延長を希望する場合には、研究計画最終年度の3月1日までに、当該研究代表

<p>者が作成する様式F-14「補助事業期間延長承認申請書」により日本学術振興会に対し申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。</p> <p>(略)</p> <p>4 適正な使用の確保</p> <p>(略)</p> <p>5 研究活動における不正行為への対応</p> <p>(略)</p> <p>【研究倫理教育の実施】</p> <p>5-6 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づいて、科研費による研究活動に関わる者を対象に研究倫理教育を実施すること。</p>	<p>者が作成する様式F-14「補助事業期間延長承認申請書」を取りまとめ、様式E-10-1「補助事業期間延長承認申請書(表紙)」を添えて、により日本学術振興会に対し申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。</p> <p>(略)</p> <p>4 適正な使用の確保</p> <p>(略)</p> <p>5 研究活動における不正行為への対応</p> <p>(略)</p> <p><u>【研究活動の不正行為への対応に係る取組状況等の報告】</u></p> <p><u>5-2 各年度の応募の際に、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」を文部科学省に提出すること。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>6 コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施</u></p> <p>5-6 <u>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、科研費による研究活動に関わる全ての構成員(研究者、事務職員、技術職員およびその他関連する者)に対して、コンプライアンス教育を実施し、受講状況等を把握すること。</u></p> <p>また、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づいて、科研費による研究活動に関わる研究者を対象に研究倫理教育を実施すること。</p> <p><u>7 その他</u> 6 人権保護及び法令等の遵守に係る事務</p>
---	--

6 人権保護及び法令等の遵守に係る事務

研究代表者又は研究分担者が、社会的コンセンサスが必要とされている研究、個人情報~~の取扱いに配慮する必要がある研究及び生命倫理・安全対策に対する取組が必要とされている研究等~~を実施する場合に行うこととされている、関連する法令等に基づく文部科学省等関係府省庁等への届出等に関する事務を行うこと。

(略)

【研究遂行状況の報告】

7-1 文部科学省又は日本学術振興会から、研究代表者及び研究分担者の補助事業の遂行の状況等に関する報告を求められた場合、必要な協力等を行うこと。

【人権保護及び法令等の遵守に係る事務】

7-2 研究代表者又は研究分担者が、補助事業の遂行に当たり、社会的コンセンサスが必要とされている研究、個人情報~~の取扱いに配慮する必要がある研究及び生命倫理・安全対策に対する取組が必要とされている研究等~~を実施する場合に行うこととされている、以下のような関連する法令等を遵守しなければ行うことができない研究を実施する場合には、関連する法令等に基づく文部科学省等関係府省庁等への届出等に関する事務を行うこと。

- ・社会的コンセンサス（関係者の同意・協力）を得る必要がある場合
- ・個人情報の取扱いに配慮する必要がある場合（個人情報の守秘、人権の保護等）
- ・生命倫理・安全対策に取り組む必要がある場合（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、遺伝子組み換え実験を含む研究を実施する場合等）
- ・外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき規制されている技術の非居住者若しくは外国への提供（記録媒体等での持ち出し、電子メールでの送信も含む）又は貨物の輸出をしようとする場合 等

(略)